

広島県告示第四百二十五号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営平成ケ浜住宅及び県営平成ケ浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名称及び代表者氏名 広島県ビルメンテナン ス協同組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番三号	令和八年三月一七日	令和八年四月一日～ 令和十二年三月三十一日